

国立研究開発法人建築研究所職員給与規程

平成27年4月1日
規程第4号

【一部改正】平成28年2月10日規程第54号
【一部改正】平成28年12月1日規程第5号
【一部改正】平成29年3月28日規程第16号
【一部改正】平成29年12月22日規程第5号
【一部改正】平成30年3月22日規程第13号
【一部改正】平成30年12月7日規程第3号
【一部改正】平成31年3月26日規程第13号
【一部改正】令和元年11月26日規程第22号
【一部改正】令和2年3月19日規程第32号
【一部改正】令和2年11月30日規程第6号
【一部改正】令和3年3月19日規程第12号
【一部改正】令和4年4月15日規程第2号
【一部改正】令和4年5月16日規程第3号
【一部改正】令和4年9月30日規程第8号
【一部改正】令和4年11月29日規程第15号
【一部改正】令和5年3月30日規程第21号
【一部改正】令和5年11月29日規程第4号
【一部改正】令和6年12月25日規程第5号

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 職員俸給（第12条—第21条）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 扶養手当（第22条）
 - 第2節 地域手当（第23条）
 - 第3節 住居手当（第24条）
 - 第4節 通勤手当（第25条）
 - 第5節 単身赴任手当（第26条）
 - 第6節 特殊勤務手当（第27条）
 - 第7節 時間外勤務手当（第28条）
 - 第8節 役職手当（第29条）
 - 第9節 管理職員特別勤務手当（第30条）
 - 第10節 期末手当（第31条）
 - 第11節 業績手当（第32条）
- 第4章 給与の特例等（第33条—第42条）
- 第5章 規程の実施等（第43条・第44条）

第1章 総則

（目的）

第1条 国立研究開発法人建築研究所就業規則（平成27年規程第2号。以下「就業規則」という。）第36条に規定する国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の職員に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- 一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、役職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び業績手当
 - 二 就業規則第39条第1項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。） 俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当及び業績手当
 - 三 就業規則第40条第1項第1号の規定により採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。） 俸給、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び業績手当（第32条第12項に該当する場合に限る。）
 - 四 就業規則第40条第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。） 俸給、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当及び業績手当（第32条第12項に該当する場合に限る。）
- 2 俸給は、就業規則第3章第1節の規定による正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、役職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び業績手当を除いた全額とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

(俸給の支給)

第4条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、職員からの申出に基づき、職員が希望する金融機関の職員名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。
- 4 昇格、降格、昇給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 5 職員が退職（次項に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇（就業規則第63条の規定による懲戒解雇をいう。以下同じ。）されたときは、その日まで俸給を支給する。
- 6 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 7 第3項から第5項までの規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日（以「休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により支給する。
- 8 前各項に規定するもののほか、俸給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第6条 俸給の支給日は、毎月16日（16日が土曜日に当たるときは、15日。16日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）に当たるときは、17日。当該17日が祝日に当たるときは、18日。）とし、給与期間の月額を全額を支給する。

- 2 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び役職手当の支給日は、前項の規定に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。
- 4 期末手当及び業績手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、同欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基 準 日	支 給 日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

5 前各項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の即時払)

第7条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は相続人の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職（前号に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたとき。

(給与の非常時払い)

第8条 職員又は職員が扶養している者が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するときは、第6条の規定にかかわらず給与を支給する。この支給は職員本人又はその収入によって生計を維持する者より請求があった場合に行い、既往の労働に対する額を支給の限度とする。

- 一 職員本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 職員本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の場合の費用にあてるとき。
- 三 職員本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定労働時間数（4月1日から翌年3月31日までの期間における休日以外の日数に、就業規則第11条第2項に規定する1日の勤務時間を乗じ、その値を12で除して得た数をいう。）で除して得た額とする。

(端数計算)

第10条 第33条、第39条及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第28条、第35条第3項及び第38条第3項に規定する勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数処理)

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 職員俸給

(俸給表の種類)

第12条 職員の俸給は月額とする。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲はそれぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 研究職俸給表（別表第2）
- 三 再雇用職員俸給表（別表第3）
 - イ 再雇用一般職俸給表
 - ロ 再雇用研究職俸給表
- 四 任期付研究員俸給表（別表第4）
 - イ 第一号任期付研究員俸給表
 - ロ 第二号任期付研究員俸給表

3 職員の職務の級（任期付研究員俸給表の適用を受ける職員にあつては、号俸）は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、その職員に適用される前項各号の俸給表ごとに決定するものとし、その俸給表における標準的な職務の内容は、職務の級又は号俸ごとに別に定める。

- 4 再雇用職員の俸給の月額、その者に適用される再雇用職員俸給表に定める俸給の月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（初任給等）

第13条 新たに職員となった者（第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（以下「任期付研究員」という。）を除く。）の俸給は、その者の学歴免許、資格、職務経験等及び部内の他の職員との均衡を考慮して別に定める基準に従い決定する。

（昇格）

第14条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第5に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は、別に定める。

（降格）

第15条 職員を降格（職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、降格に関し必要な事項は、別に定める。

（職務の級及び号俸の決定）

第16条 職員が俸給表の適用を異にして異動する場合における職務の級及び号俸の決定については、別に定める。

- 2 官公署等職員（就業規則第8条第1項に規定する官公署等職員をいう。以下同じ。）から引き続いて職員となった者の職務の級及び号俸の決定については、別に定める。
- 3 任期付研究員の号俸は、その者が従事する研究業務等に応じて別に定める基準に従い決定する。

（昇給）

第17条 昇給を行う日は、1月1日とする。

- 2 職員（再雇用職員及び任期付研究員を除く。）の昇給は、前項に規定する昇給を行う日（以下「昇給日」という。）に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が次の各号に掲げる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
 - 一 就業規則第62条第1項の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けたこと
 - 二 懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこと
 - 三 就業規則第63条第1項ただし書の規定による訓戒の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものを除く。）があったこと
- 3 前項の規定により職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。
- 6 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給)

第18条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、その都度昇給をさせることができる。

- 一 別に定める研修に参加し、その成績が特に良好な場合
 - 二 発明考案等により表彰又は顕彰を受けた場合
 - 三 整理退職により退職する場合
 - 四 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合
 - 五 研究職俸給表の適用を受ける職員で勤務成績の特に良好なものが顕著な業績をあげた場合
 - 六 前各号の規定によるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合
- 2 前条第5項の規定は、職員の特別の場合の昇給について準用する。
- 3 前二項に規定するもののほか、特別の場合の昇給に関し必要な事項については、別に定める。

(予算との関連)

第19条 前二条の規定による昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

(降号)

第20条 職員を降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に決定するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、降号に関し必要な事項は、別に定める。

(復職時調整)

第21条 就業規則第44条の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、復職時調整に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第1節 扶養手当

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして扶養手当の支給に関する達で定める職員（以下「一般職九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者

- 3 前項に規定する生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各種俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして扶養手当の支給に関する達で定める職員（以下「一般職八級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 6 新たに職員となった者に扶養親族（一般職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職九級以上職員等以外の職員から一般職九級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある一般職九級以上職員等が一般職九級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある一般職八級職員等が一般職八級職員等及び一般職九級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職九級以上職員等以外のものが一般職九級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規程による届出に係るものがある職員で一般職八級職員等及び一般職九級以上職員等以外のものが一般職八級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第6項の規程による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

- 9 扶養手当は、職員の給与が第33条の規定その他規程の規定により減額される場合においても減額されないものとする。
- 10 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
- 一 就業規則第63条の規定に基づき出勤停止にされた場合
 - 二 就業規則第44条第3項に規定する許可を受けた場合
 - 三 国立研究開発法人建築研究所育児・介護休業に関する規程（平成27年規程第8号。以下「育児・介護休業規程」という。）第4条の規定により育児休業をしている場合
 - 四 配偶者同行休業（国立研究開発法人建築研究所配偶者同行休業に関する規程（平成27年規程第9号）第2条第3項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をしている場合
- 11 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の扶養手当は、日割計算により支給する。
- 一 就業規則第44条第1項又は第3号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 二 育児・介護休業規程第4条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - 三 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
 - 四 就業規則第63条の規定に基づき出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合
- 12 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第2節 地域手当

第23条 地域手当は、研究所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び役職手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。
- 3 官公署等職員であった者が、人事交流等により引き続いて職員となった場合（これらの職員が人事交流等により引き続いて職員となった日（以下この項において「採用日」という。）の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において、前項に規定する地域手当の支給割合が採用日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第2項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるときその他これに相当すると認められるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、給与法第11条の7の規定の例により地域手当を支給する。
- 4 地域手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第3節 住居手当

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第26条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 第22条第10項及び第11項の規定は、住居手当の支給について準用する。
- 4 前三項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第4節 通勤手当

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60km以上である職員 31,600円

- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前二号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 官公署等職員から引き続き研究所の職員となったことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、異動日の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の第6条第1項に定める支給日に支給する。
- 6 通勤手当は、職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
- 一 就業規則第63条の規定に基づき出勤停止にされた場合
- 二 就業規則第44条第3項に規定する許可を受けた場合
- 三 育児・介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている場合
- 四 配偶者同行休業をしている場合
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第5節 単身赴任手当

- 第26条** 人事交流等により新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から研究所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から研究所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じ、次の表の加算額欄に定める額を加算した額）とする。

交 通 距 離		加 算 額
1 0 0 k m以上	3 0 0 k m未満	8, 0 0 0 円
3 0 0 k m以上	5 0 0 k m未満	1 6, 0 0 0 円
5 0 0 k m以上	7 0 0 k m未満	2 4, 0 0 0 円
7 0 0 k m以上	9 0 0 k m未満	3 2, 0 0 0 円
9 0 0 k m以上	1, 1 0 0 k m未満	4 0, 0 0 0 円
1, 1 0 0 k m以上	1, 3 0 0 k m未満	4 6, 0 0 0 円
1, 3 0 0 k m以上	1, 5 0 0 k m未満	5 2, 0 0 0 円
1, 5 0 0 k m以上	2, 0 0 0 k m未満	5 8, 0 0 0 円
2, 0 0 0 k m以上	2, 5 0 0 k m未満	6 4, 0 0 0 円
2, 5 0 0 k m以上		7 0, 0 0 0 円

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 第22条第10項及び第11項の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第6節 特殊勤務手当

第27条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 前項に規定する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - 一 高所作業手当
 - 二 災害応急作業等手当
 - 三 国際緊急援助等手当
- 3 前二項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第7節 時間外勤務手当

第28条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（次条第1項に規定する管理監督職員及び第一号任期付研究員を除く。）に、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に規定する法定休日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 再雇用職員の時間外勤務手当の額は、第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務に対しては、当該割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(役職手当)

第8節 役職手当

第29条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員の役職のうち、別に定めるものを占める職員（以下「管理監督職員」という。）について、その特殊性及び時間外又は深夜における業務を考慮し、支給する。

- 前項に規定する役職に係る役職手当の区分は、別に定める。
- 役職手当の額は、職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の役職に係る役職手当の区分に応じ、次の表の役職手当欄に定める額とする。

俸給表	職務の級	区分	役職手当
一般職俸給表	10級	一種	139,300円
	9級	一種	130,300円
		二種	104,200円
	8級	一種	117,500円
		二種	94,000円
		三種	82,200円
	7級	二種	88,500円
		三種	77,400円
		四種	66,400円
	6級	三種	72,700円
四種		62,300円	
5級	四種	59,500円	
4級	四種	55,500円	
研究職俸給表	6級	一種	139,700円
	5級	一種	129,300円
		二種	103,400円
		三種	90,500円
		四種	77,600円
	4級	三種	78,400円
四種		67,200円	
3級	四種	60,900円	

- 役職手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。
- 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第36条第1項の場合及び業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給することができない。
- 前各項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第9節 管理職員特別勤務手当

第30条 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員又は第一号任期付研究員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

- 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間勤務した場合に支給する。
- 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 管理監督職員 当該管理監督職員の役職に係る役職手当の区分に応じ、次の表の管理職員特別勤務手当欄に定める額

役職手当の区分	管理職員特別勤務手当	
	実働時間が6時間以下の勤務	実働時間が6時間を超える勤務
一 種	12,000円	18,000円
二 種	10,000円	15,000円
三 種	8,500円	12,750円
四 種	7,000円	10,500円

ロ 第一号任期付研究員 当該第一号任期付研究員が受ける号俸に応じ、次の表の管理職員特別勤務手当欄に定める額

俸給表	号俸	管理職員特別勤務手当	
		実働時間が6時間以下の勤務	実働時間が6時間を超える勤務
第一号任期付研究員俸給表	6号俸	12,000円	18,000円
	5号俸及び4号俸	10,000円	15,000円
	3号俸及び2号俸	8,500円	12,750円
	1号俸	7,000円	10,500円

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該管理監督職員の役職に係る役職手当の区分に応じ、次の表の管理職員特別勤務手当欄に定める額

役職手当の区分	管理職員特別勤務手当
一 種	6,000円
二 種	5,000円
三 種	4,300円
四 種	3,500円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第10節 期末手当

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 職員（再雇用職員を除く。）に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第7項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。

3 前項の「役職段階別加算額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一般職俸給表又は研究職俸給表の適用を受ける職員 俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次の表の職務の級欄に掲げるその者の属する職務の級の区分に応じて同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表	8級以上	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
研究職俸給表	6級	100分の20
	5級	100分の15 (役職手当の一種又は二種の区分の適用を受ける職員にあっては100分の20)
	4級及び3級	100分の10
	2級(修士課程修了後5年(博士課程修了後)にあっては2年、大学卒業後にあっては7年)の経験年数を有する者に限る。)	100分の5

二 任期付研究員 俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次の表の号俸欄に掲げるその者の受ける号俸の区分に応じて同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額

俸給表	号俸	加算割合
第一号任期付研究員俸給表	5号俸以上	100分の20
	4号俸及び3号俸	100分の15
	2号俸及び1号俸	100分の10
第二号任期付研究員俸給表	すべての号俸	100分の5

4 第2項の「管理職加算額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一般職俸給表又は研究職俸給表の適用を受ける職員 俸給月額に次の表の職務の級欄に掲げるその者の属する職務の級の区分及び役職手当の区分欄に掲げる区分に応じて同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級	役職手当の区分	加算割合
一般職俸給表	7級以上	一 種	100分の25
		二 種	100分の15
		三 種 (理事長の定める役職に限る。)	100分の10
研究職俸給表	6級及び5級	一 種	100分の25
		二 種	100分の15
		三 種 (理事長の定める役職に限る。)	100分の10

二 第一号任期付研究員 俸給月額に次の表の号俸欄に掲げるその者の受ける号俸の区分に応じて同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額

俸給表	号俸	加算割合
第一号任期付研究員俸給表	6号俸	100分の25
	5号俸及び4号俸	100分の15

- 5 第2項の「期別支給割合」は、役職手当の一種又は二種の区分の適用を受ける職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下この条及び次条並びに附則第14条第5項において「特定管理職員」という。）、特定管理職員以外の職員及び任期付研究員の別に応じ、次の表の基準日ごとに定める割合とする。

基準日	特定管理職員	特定管理職員以外の職員	任期付研究員
6月1日	100分の105	100分の125	100分の172.5
12月1日	100分の105	100分の125	100分の172.5

- 6 第2項の「在職期間別割合」は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表の割合欄に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 7 再雇用職員に支給する期末手当の額は、基準日現在に受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。
- 8 第3項及び第4項の規定は、再雇用職員についても準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、「一般職俸給表」とあるのは「再雇用一般職俸給表」と、「研究職俸給表」とあるのは「再雇用研究職俸給表」とし、第4項中「第2項」とあるのは「第7項」と、「一般職俸給表」とあるのは「再雇用一般職俸給表」と、「研究職俸給表」とあるのは「再雇用研究職俸給表」とする。
- 9 第7項の「期別支給割合」は、特定管理職員及び特定管理職員以外の職員の別に応じ、次の表の基準日ごとに定める割合とする。

基準日	特定管理職員	特定管理職員以外の職員
6月1日	100分の60	100分の70
12月1日	100分の60	100分の70

- 10 第6項の規定は、再雇用職員についても準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは「第7項」とし、その在職期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として在職した期間のうち該当する期間を算入するものとする。
- 11 期末手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。
- 一 俸給の半額が減ぜられた場合には、半減後の額
 - 二 休職者の場合には、第36条に規定する支給率を乗じない給与月額
 - 三 欠勤、部分休業又は介護休業により給与が減額される場合には、減額前の給与月額
 - 四 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
- 12 第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員（第14項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
- 一 無給休職者（就業規則第44条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - 二 刑事休職者（就業規則第44条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - 三 出勤停止者（就業規則第63条の規定により出勤停止にされている職員をいう。）
 - 四 専従休職者（就業規則第44条第3項に規定する許可を受けている職員をいう。）
 - 五 育児・介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち、第37条第2項に規定する職員以外の職員

六 配偶者同行休業をしている職員

- 1 3 第1項後段に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、次に掲げる職員を除くものとし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者
 - 二 懲戒解雇の処分を受けて解雇された者
 - 三 その退職し、又は死亡した日において前条前号のいずれかに該当する職員であった者
 - 四 その退職の後基準日までの間においてこの規程の適用を受ける職員となった者
 - 五 その退職に引き続き官公署等職員となった者のうち別に定める者
 - 六 第36条第7項の規定の適用を受ける者
- 1 4 次の各号のいずれかに該当する職員には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者
 - 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 四 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 1 5 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合
- 1 6 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、研究所に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適切かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 1 7 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 1 8 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 1 9 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（業績手当）

第11節 業績手当

第32条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況勤務成績（任期付研究員については特に顕著な業績を挙げたと認められた場合）に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 職員（再雇用職員及び任期付研究員を除く。）に支給する業績手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職、又は死亡した職員にあっては、退職、又は死亡した日現在。以下この項及び第7項において同じ。）において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額（以下この項において「業績手当基礎額」という。）に勤務期間率及び成績率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する業績手当の額の総額は、職員の業績手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の「役職段階別加算額」及び「管理職加算額」については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 第2項の「勤務期間率」は、基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間に応じて、次の表の割合欄に定める割合とする。

勤 務 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 5 第2項の「成績率」は、直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価（国立研究開発法人建築研究所人事評価規程（令和3年規程第8号。以下「人事評価規程」という。）第5条第1項に規定する業績評価をいう。）以下同じ。）の全体評語（人事評価規程第12条の規定により理事長が確認した全体評語をいう。以下同じ。）に応じ、次の各号のとおりとする。

一 職員の区分に応じた成績率 職員の勤務成績に応じて、次の表の成績率欄に定める割合とする。

職 員 の 区 分	成 績 率	
	特 定 管 理 職 員	特定管理職員以外の職員
(1) 全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち勤務成績が特に優秀な職員	100分の148以上	100分の124以上
(2) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が優秀な職員	100分の148未満	100分の124未満
	100分の133.5以上	100分の112.5以上
(3) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員	100分の133.5未満	100分の112.5未満
	100分の121以上	100分の101以上

(4) 全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員	100分の111.5以下	100分の92.5以下
---	--------------	-------------

二 前号の場合において、職員の成績率は、直近の業績評価の全体評語が当該職員より上位である職員（当該職員の人事評価に係る人事評価規程第9条第1項に規定する調整者が成績率を定めようとする職員と同一である職員（基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員を除く。）に限る。）の成績率を超え

てはならない。

三 第一号の場合において、直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について職員の区分欄（1）から（3）までのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の業績評価の当該全体評語が付された理由、人事評価規程第8条第3項に規定する個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

6 前項の成績率は、第2項後段に規定する予算の範囲内において支給日毎に理事長が定める。

7 再雇用職員に支給する業績手当の額は、基準日現在において再雇用職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額（以下この項において「業績手当基礎額」という。）に勤務期間率及び成績率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する業績手当の額の総額は、再雇用職員の業績手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

8 前項の「役職段階別加算額」及び「管理職加算額」については、前条第8項の規定により準用する同条第3項及び第4項の規定を準用する。

9 第4項の規定は、再雇用職員についても準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは「第7項」とし、その勤務期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として勤務した期間のうち該当する期間を算入するものとする。

10 第7項の「成績率」は、再雇用職員直近の業績評価の全体評語の勤務成績に応じて、次の表の成績率欄に定める割合とする。

職員の区分	成績率	
	特定管理職員	特定管理職員以外の職員
(1) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が優秀な職員	100分の61.5以上	100分の51.5以上
(2) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員	100分の61.5未満 100分の58以上	100分の51.5未満 100分の48以上
(3) 全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員	100分の56以下	100分の46以下

11 前項の成績率は、第7項後段に規定する予算の範囲内において支給日毎に理事長が定める。

12 任期付研究員の業績手当については、直近の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上で、特に顕著な研究業績を挙げたと理事長が認めた場合に支給するものとし、その額は、その職員の受けている俸給月額に相当する額の範囲内とする。

- 13 前条第11項の規定は、業績手当の支給に準用する。
- 14 第1項前段の規定により業績手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員（次項において準用する前条第14項各号のいずれかに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
- 一 就業規則第44条第1項の規定により休職にされている者（第36条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）
 - 二 前条第12項第3号、第4号及び第6号のいずれかに該当する者
 - 三 育児・介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち、第37条第4項に規定する職員以外の職員
- 15 第1項後段に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、次に掲げる職員を除くものとし、これらの職員には業績手当を支給しない。ただし、第3号に掲げる者のうち、業績手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。
- 一 その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 前条第13項第1号及び第2号に掲げる者
 - 三 前条第13項第4号及び第5号に掲げる者
- 16 前条第14項から第18項までの規定は、業績手当の支給に準用する。
- 17 再雇用職員に採用された日以後における最初の業績手当の成率率を決定する場合において、当該職員の直近の業績評価（6月期の業績手当にあつては、前年10月1日から当年3月31日までの期間を、12月期の業績手当にあつては、当年4月1日から9月30日までの期間を期別評価期間とする業績評価のことをいう。）が再雇用職員以外の職員として業績評価であるときも、当該業績評価の結果を活用するものとする。
- 18 前各項に規定するもののほか、業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例等

（給与の減額）

第33条 職員が勤務しないときは、休日である場合、振替又は代休日を取得した場合、休暇（業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇の承認された場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（国立研究開発法人建築研究所兼業等規程（平成27年規程第17号）第6条第2項により許可を受けて勤務時間の一部を割いた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

第34条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業規則第35条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当及び業績手当の算定の基礎となる俸給の月額額は、当該半減後の額となる。

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む）のほか、当該療養期間中の休日その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日その他この項に規定する病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤務時間の一部に就業規則第25条第3項に規定する育児時間等がある日であつて、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 職務上負傷し、もしくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人建築研究所安全衛生管理規則（平成27年規程第14号）第27条第1項の規定により同規則別表一3に掲げる生活規正の面Bの指導区分の決定又は同条第2項の規定により同指導区分への変更を受け、同規則第28条第1項に規定する事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等

の日につき、俸給の半額を減じる。

- 6 前二項の規定の適用については、生理休暇等の期間及び引き続き勤務しない期間が8日以上の期間（当該期間における休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）わたる職員が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から就業規則第25条第3項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間は、引き続いているものとする。
- 7 給与期間の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、日割計算により支給する。

（再雇用短時間勤務職員の給与）

第35条 削除

（休職者等の給与）

- 第36条** 職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、就業規則第44条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第44条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前二項以外の心身の故障により就業規則第44条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第44条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ当該各号に定める割合を支給することができる。
 - 一 就業規則第44条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
 - 二 就業規則第44条第1項第6号の規定により休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 休職者には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職したときは、第6条第4項に定める日に、第31条第2項の額の期末手当を支給することができる。ただし、第31条第13項第4号及び第5号に掲げる職員には、期末手当を支給しない。
- 8 第2項から第5項までの規定により休職にされた職員（国際協力等を目的として、国際機関、外国政府の機関等の業務に従事するため、休職にされている職員を除く。）の期末手当の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、第5項第1号の規定による休職のうち、研究所以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間を除算することができる。

（育児休業者の給与）

- 第37条** 育児・介護休業規程第4条の規定により育児休業（以下「育児休業」という。）をした職員は、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第31条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 前項の勤務した期間に相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 育児休業をしていた期間
 - 二 第31条第12項第3号、第4号又は第6号に掲げる職員として在職した期間

三 就業規則第44条第1項の規定により休職にされていた期間（別に定める期間を除く。）

- 第32条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。ただし、育児休業期間は、業績手当に係る勤務期間から除算する。
- 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。
- 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、理事長は、その者の号俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第38条** 育児・介護休業規程第8条の2の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額、その者の受ける号俸に応じて俸給表に定める額に、同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下この条において「算出率」という。）を乗じた額とする。
- 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、第25条第2項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1とする。
 - 育児短時間勤務職員の時間外勤務手当の額は、第28条第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
 - 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第29条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に算出率を乗じて得た額とする。
 - 育児短時間勤務職員についての第31条及び第32条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2項	俸給	俸給の月額を第38条第1項に規定する算出率（以下この条及び次条において同じ。）で除して得た額
第31条第3項及び第32条第2項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第31条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額

- 第31条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間の算定にあたっては、育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間を除算する。
- 第32条第4項（同条第10項において準用する場合を含む。次条第2項及び第40条第2項において同じ。）に規定する勤務期間の算定に当たっては、育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間を除算する。

（育児部分休業における給与の取り扱い）

- 第39条** 育児・介護休業規程第9条の規定により育児部分休業（以下「育児部分休業」という。）をした職員の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 第32条第4項に規定する勤務期間の算定に当たっては、育児部分休業により1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間を除算する。

（介護休業、介護短時間勤務及び介護部分休業における給与の取り扱い）

- 第40条** 育児・介護休業規程第13条に規定する介護休業、育児・介護休業規程第17条の2に規定する介護短時間勤務又は育児・介護休業規程第17条の6に規定する介護部分休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 第32条第4項に規定する勤務時間の算定に当たっては、前項の規定により勤務しなかった期間から休日を除いた日が

30日を越える場合には、その勤務しなかった全期間を除算する。

3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該介護休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

4 介護休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、理事長は、その者の号俸を調整することができる。

(配偶者同行休業における給与の取り扱い)

第41条 配偶者同行休業をしている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

3 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、理事長は、その者の号俸を調整することができる。

(専従許可期間中の給与の取扱い)

第42条 職員が就業規則第44条第3項の規定により労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

第5章 規程の実施等

(規程の実施)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改正)

第44条 理事長は、俸給及び諸手当の改正にあたっては、給与法等関係法令の改正、研究所の収支状況、社会情勢等を斟酌のうえ、行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所職員給与規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所職員給与規程(平成18年規程第6号。以下「旧給与規程」という。)は、廃止する。

(俸給表の切替え)

第3条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧給与規程第12条に規定する俸給表(以下「旧俸給表」という。)の適用を受けていた職員の施行日に適用する俸給表(以下「新俸給表」という。)は、別に辞令を発せられない限り、施行日の前日においてその者が適用を受けていた旧俸給表(区分の定めのある旧俸給表にあっては、当該区分)に対応する次の表の右欄に掲げる俸給表とする。

旧 給 与 規 程		新 俸 給 表
旧 俸 給 表	区 分	
一般職俸給表		一般職俸給表
研究職俸給表		研究職俸給表

再雇用職員俸給表	第1号再雇用	再雇用一般職俸給表
	第3号再雇用	再雇用研究職俸給表
任期付研究員俸給表	第一号任期付研究員	第一号任期付研究員俸給表
	第二号任期付研究員	第二号任期付研究員俸給表

(職務の級及び号俸の切替え)

第4条 前条の規定により新俸給表の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号俸は、別に辞令を発せられない限り、第13条及び第16条の規定にかかわらず、次項から第4項までに定めるところによる。

2 前条の規定により一般職俸給表又は研究職俸給表の適用を受ける職員の施行日における職務の級は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級と同一のこれらの俸給表の職務の級とし、その号俸は、同日において受けていた号俸と同一の当該職務の級における号俸とする。

3 前条の規定により再雇用一般職俸給表又は再雇用研究職俸給表の適用を受ける職員の施行日における職務の級は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級と同一のこれらの俸給表の職務の級とする。

4 前条の規定により第一号任期付研究員俸給表又は第二号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者の受けていた号俸と同一のこれらの俸給表における号俸とする。

(施行日における昇格又は降格の特例)

第5条 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合に前条の規定によりその者が同日に受けることとなる号俸を同日の前日に受けていたものとみなして第14条第2項又は第15条第2項の規定を適用する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

第6条 施行日前に旧給与規程の規定により職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(諸手当の申請及び認定に関する経過措置)

第7条 職員(施行日の前日に旧給与規程の適用を受けていた職員で、引き続き施行日にこの規程の適用を受ける職員に限る。)の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る申請及び認定については、施行日において特に支給要件等に変更がない限り、この規程による申請及び認定があったものとみなす。

(経過措置)

第8条 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間、従前の例によるものとする。

附 則 (平成28年2月10日規程第54号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年2月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月1日規程第5号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

2 第1条の規定(改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第31条第5項、第32条第2項及び第7項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇級、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程による号俸が改正前の職員給与規程による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程にかかわらず、改正前の職員給与規程による号俸とするものとする。

第4条 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇級、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年3月28日規程第16号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第22条第1項ただし書及び同条第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第22条第4項及び同条第6項の規定の適用については、同条第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等について一人つき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして扶養手当の支給に関する達で定める職員（以下「一般職八級職員等」という。）にあつては3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第6項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」と、同条第7項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職九級以上職員等以外の職員から一般職九級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第6項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で

同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第22条第1項ただし書及び同条第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第22条第4項及び同条第6項の規定の適用については、同条第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各種俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして扶養手当の支給に関する達で定める職員（以下「一般職八級職員等」という。）にあつては、3,500円)、第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第6項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第7項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職九級以上職員等以外の職員から一般職九級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第22条第1項ただし書並びに同条第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第22条第4項及び同条第6項の規定の適用については、同条第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「一般職八級職員等」とあるのは「一般職八级以上職員等」と、「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第6項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第7項中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職九級以上職員等から一般職九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職九級以上職員等以外の職員から一般職九級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職九級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職八級職員等が一般職八級職員等及び一般職九級以上職員等」とあるのは「一般職八級以上職員等が一般職八級以上職員等」と、同項第6号中「一般職八級職員等及び一般職九級以上職員等」とあるのは「一般職八級以上職員等」と、「が一般職八級職員等」とあるのは「が一般職八級以上職員等」とする。

附 則（平成 29 年 12 月 22 日規程第 5 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

2 改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（次条において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇級、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程による号俸が改正前の職員給与規程による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程にかかわらず、改正前の職員給与規程による号俸とするものとする。

第 4 条 この規程の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇級、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日第 13 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 2 条 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、改正後職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの又は改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程別表第 4 に規定する任期付研究員俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において廃止前の独立行政法人建築研究所職員給与規程第 17 条第 2 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整に関する達で定める職員を除く。以下、この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整に関する達で定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 12 月 7 日規程第 3 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

2 改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（次条において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規程第 13 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 26 日規程第 22 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

2 第 1 条の規定（改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 31 条第 5 項及び第 32 条第 2 項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の職員給与規程の規定は、平成 31

年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程による号俸が改正前の職員給与規程による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程にかかわらず、改正前の職員給与規程による号俸とするものとする。

第4条 この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和2年3月19日規程第32号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 令和2年3月31日において、第24条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第24条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。一 改正後の第24条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第24条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年11月30日規程第6号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第12号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規程第2号）

この規程は、令和4年4月15日から施行する。

附 則（令和4年5月16日規程第3号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和4年5月16日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に職員に支給する期末手当の額は、第31条の規定にかかわらず、同規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の表に掲げる職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

第31条第5項表 特定管理職員	107.5分の15
-----------------	-----------

第31条第5項表 特定管理職員以外の職員	127.5分の15
第31条第5項表 任期付研究員	167.5分の10
第31条第9項表 特定管理職員	62.5分の10
第31条第9項表 特定管理職員以外の職員	72.5分の10

附 則（令和4年9月30日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当については、この規程による改正後の国立研究開発法人職員給与規程第32条第5項第1号の表の職員の区分欄の(1)中「「非常に優秀」の段階以上」とあり、並びに同(2)及び(3)並びに第10項の表の職員の区分欄の(1)及び(2)中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同条第5項第1号(3)及び同条第10項(2)中「「良好」」とあるのは「中位」と、同条第5項第1号(4)及び同条第10項(3)中「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則（令和4年11月29日規程第15号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 この規程による（改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）は、第31条第5項及び第32条第2項の改正規定を除き、令和4年4月1日から適用する。

（昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置）

第2条 令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規程の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和4年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第4条 令和4年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当の成績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

L	第31条第5項表 任期付研究員欄 （6月に支給する場合）	100分の165	100分の162.5
	第31条第5項表 任期付研究員欄 （12月に支給する場合）	100分の165	100分の167.5
	第32条第2項 （6月に支給する場合）	100分の120 100分の100	100分の115 100分の95
	第32条第2項 （12月に支給する場合）	100分の120 100分の100	100分の125 100分の105
	第32条第5項 特定管理職員欄	100分の143以上	100分の139以上

(6月に支給する場合)	100分の143未満	100分の139未満
	100分の128.5以上	100分の124.5以上
	100分の128.5未満	100分の124.5未満
	100分の116以上	100分の112以上
第32条第5項 特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の106.5以下	100分の102.5以下
	100分の143以上	100分の148以上
	100分の143未満	100分の148未満
	100分の128.5以上	100分の133.5以上
第32条第5項表 特定管理職員 以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の128.5未満	100分の133.5未満
	100分の116以上	100分の121以上
	100分の106.5以下	100分の111.5以下
	100分の119以上	100分の115以上
第32条第5項表 特定管理職員 以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の119未満	100分の115未満
	100分の107.5以上	100分の103.5以上
	100分の107.5未満	100分の103.5以下
	100分の96以上	100分の92以上
第32条第5項表 特定管理職員 以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の87.5以下	100分の83.5以下
	100分の119以上	100分の124以上
	100分の119未満	100分の124未満
	100分の107.5以上	100分の112.5以上
第32条第7項 (6月に支給する場合)	100分の107.5未満	100分の112.5未満
	100分の96以上	100分の101以上
	100分の87.5以下	100分の92.5以下
	100分の57.5	100分の55
第32条第7項 (12月に支給する場合)	100分の47.5	100分の45
	100分の57.5	100分の60
第32条第10項 表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の47.5	100分の50
	100分の59以上	100分の57以上
	100分の59未満	100分の57未満
	100分の55.5以上	100分の53.5以上
第32条第10項 表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の53.5以下	100分の51.5以下
	100分の59以上	100分の61.5以上
	100分の59未満	100分の61.5未満
	100分の55.5以上	100分の58以上
第32条第10項表 特定管理職員欄以外の職員 (6月に支給する場合)	100分の53.5以下	100分の56以下
	100分の49以上	100分の47以上
	100分の49未満	100分の47未満
第32条第10項表 特定管理職員欄以外の職員 (12月に支給する場合)	100分の45.5以上	100分の43.5以上
	100分の43.5以下	100分の41.5以下
	100分の49以上	100分の51.5以上
	100分の49未満	100分の51.5未満
第32条第10項表 特定管理職員欄以外の職員 (6月に支給する場合)	100分の45.5以上	100分の48以上
	100分の43.5以下	100分の46以下
	100分の49以上	100分の51.5以上

附 則（令和5年3月30日規程第21号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再雇用職員に関する経過措置）

第2条 令和14年3月31日までの間、本規程において再雇用職員とあるのは、再雇用職員及び令和5年3月30日規程第20号就業規則附則第4条第1項に規定する暫定再雇用職員とする。

2 令和5年3月30日規程第20号就業規則附則第4条第1項に規定する暫定再雇用職員（同規則附則第4条第4項により採用された職員を除く）に適用する俸給月額、第12条第2項第四号に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（俸給に関する経過措置）

第3条 当分の間、第12条にかかる職員の俸給額は、当該職員（第2項第4号の者を除く）が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 就業規則第42条の2第1項による管理監督職勤務上限年齢による降任をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以降、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が、国立研究開発法人建築研究所職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する達（以下「初任給等に関する達」という）第4条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「初任給等に関する達第9条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

（規定の実施）

第4条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、国の行政機関に勤務する職員の例に準じる。

附 則（令和5年11月29日規程第4号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）は、第31条第5項、第9項及び第32条第2項、第5項、第7項、第10項の改正規定を除き、令和5年4月1日から適用する。

（昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置）

第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規程の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は、当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第4条 令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当の成績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第5項表 特定管理職員欄	100分の102.5	100分の105
第31条第5項表 特定管理職員以外の職員欄	100分の122.5	100分の125
第31条第5項表 任期付研究員欄	100分の170	100分の175
第31条第9項表 特定管理職員欄	100分の58.75	100分の60
第31条第9項表 特定管理職員以外の職員欄	100分の68.75	100分の70
第32条第2項	100分の122.5 100分の102.5	100分の125 100分の105
第32条第5項表 特定管理職員欄	100分の145.5以上	100分の148以上
	100分の145.5未満	100分の148未満
	100分の131以上	100分の133.5以上
	100分の131未満	100分の133.5未満
	100分の118.5以上 100分の109以下	100分の121以上 100分の111.5以下

第32条第5項表 特定管理職員 以外の職員欄	100分の121.5以上	100分の124以上
	100分の121.5未満 100分の110以上	100分の124未満 100分の112.5以上
	100分の110未満 100分の98.5以上	100分の112.5未満 100分の101以上
	100分の90以下	100分の92.5以下
第32条第7項	100分の48.75 100分の58.75	100分の125 100分の105
第32条第10項 特定管理職員欄	100分の60.25以上	100分の61.5以上
	100分の60.25未満 100分の56.75以上	100分の61.5未満 100分の58以上
	100分の54.75以下	100分の56以下
第32条第10項 特定管理職員以外 の職員欄	100分の50.25以上	100分の51.5以上
	100分の50.25未満 100分の46.75以上	100分の51.5未満 100分の48以上
	100分の44.75以下	100分の46以下

附 則（令和6年12月25日規程第5号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）は、第31条第5項、第9項及び第32条第2項、第5項、第7項、第10項の改正規定を除き、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和6年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第3条 令和6年12月に支給する期末手当及び業績手当の成績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第5項表 特定管理職員欄	100分の105	100分の107.5
第31条第5項表 特定管理職員以外 の職員欄	100分の125	100分の127.5
第31条第5項表 任期付研究員欄	100分の172.5	100分の175
第31条第9項表 特定管理職員欄	100分の60	100分の61.25
第31条第9項表 特定管理職員以外 の職員欄	100分の70	100分の71.25
第32条第2項	100分の105 100分の125	100分の107.5 100分の127.5
第32条第5項表 特定管理職員欄	100分の148以上	100分の150.5以上
	100分の148未満 100分の133.5以上	100分の150.5未満 100分の136以上
	100分の133.5未満 100分の121以上	100分の136未満 100分の123.5以上
	100分の111.5以下	100分の114以下
第32条第5項表 特定管理職員以外 の職員欄	100分の124以上	100分の126.5以上
	100分の124未満 100分の112.5以上	100分の126.5未満 100分の115以上
	100分の112.5未満 100分の101以上	100分の115未満 100分の103.5以上
	100分の92.5以下	100分の95以下
第32条第7項	100分の50 100分の60	100分の51.25 100分の61.25
第32条第10項 特定管理職員欄	100分の61.5以上	100分の62.75以上
	100分の61.5未満 100分の58以上	100分の62.75未満 100分の59.25以上
	100分の56以下	100分の57.25以下

第32条第10項 特定管理職員以外の職員欄	100分の51.5以上	100分の52.75以上
	100分の51.5未満	100分の52.75未満
	100分の48以上	100分の49.25以上
	100分の46以下	100分の47.25以下

(国の機関を定年退職した者を暫定再雇用職員に採用した場合の期末手当に係る在職期間)

第4条 就業規則附則(令和6年12月25日規程第4号)第2条第1項に掲げる者に対する第31条第10項の適用については、同項中「その在職期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として在職した期間のうち該当する期間」とあるのは、「その在職期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として在職した期間のうち該当する期間と当該者が国の機関を定年退職する日とを合算した期間」とする。

(国の機関を定年退職した者を暫定再雇用職員に採用した場合の業績手当に係る勤務期間)

第5条 就業規則附則(令和6年12月25日規程第4号)第2条第1項に掲げる者に対する第32条第9項の適用については、同項中「その勤務期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として勤務した期間のうち該当する期間」とあるのは、「その勤務期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として勤務した期間のうち該当する期間と当該者が国の機関を定年退職する日とを合算した期間」とする。

(国の機関を定年退職した者を暫定再雇用職員に採用した場合の業績手当に係る業績評価期間)

第6条 就業規則附則(令和6年12月25日規程第4号)第2条第1項に掲げる者に対する職員給与規程第32条第17項の適用については、「再雇用職員の直近の業績評価(6月期の業績手当にあたっては、前年10月1日から当年3月31日までの期間」とあるのは、「再雇用職員の直近の業績評価(6月期の業績手当にあたっては、前年10月1日から国の機関を定年退職する日の前日までの期間」とする。

別表第1 一般職俸給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		

45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			

93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307, 000							
121		307, 400							
122		307, 600							
123		307, 900							
124		308, 200							
125		308, 500							

備考 この俸給表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 研究職俸給

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	
34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400	
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800	
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300	
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700	
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200	
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600	
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100	
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400	
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600	
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800	
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000	

45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			

93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			
112	302,000	346,100			
113	302,300	346,600			
114	302,600	347,000			
115	302,900	347,400			
116	303,200	347,800			
117	303,500	348,300			
118	303,800	348,700			
119	304,000	349,100			
120	304,300	349,500			
121	304,600	349,900			

備考 この俸給表は、専門的科学的知識と創意等を持って試験研究又は調査研究業務に従事する職員（就業規則第40条第3号により採用された職員を含む）に適用する。

別表第3 再雇用職員俸給表

イ 再雇用一般職第俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	192,000
2	219,500
3	260,000
4	279,700
5	294,900
6	320,600
7	362,700
8	396,200
9	448,000
10	528,700

備考 この俸給表は、就業規則第39条第1項号により採用された職員のうち、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

ロ 再雇用研究職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	221,800
2	263,600
3	288,600
4	331,400
5	390,600
6	530,400

備考 この俸給表は、就業規則第39条第1項の規定により採用された職員のうち、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4 任期付研究員俸給表

イ 第一号任期付研究員俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

備考 この俸給表は、就業規則第40条第1号の規定により採用された職員に適用する。

ロ 第二号任期付研究員俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

備考 この俸給表は、就業規則第40条第2号の規定により採用された職員に適用する。

